経 済 産 業 省

２０１７０８０４製局第１号
平成２９年８月１４日

一般社団法人日本ジュエリー協会　会長　殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成２９年８月４日付け警察庁丙組組企発第２２８号、警察庁警備局長から平成２９年８月４日付け警察庁丙備企発第２２４号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成２９年８月４日付け外務省告示第２８２号により、国家公安委員会委員長が平成２９年８月４日付け国家公安委員会告示第４２号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号。以下、犯罪収益移転防止法）第８条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ＩＳＩＬ及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成２６年法律第１２４号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

象と件名・・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

団体名称を次のように改正する。

はに掲げる表に掲げる者を対象とする。

○平成二十五年外務省告示第二百八十二号

平成二十五年外務省告示第二百八十三号

平成二十五年外務省告示第二百八十四号

平成二十五年外務省告示第二百八十五号

平成二十五年外務省告示第二百八十六号

平成二十五年外務省告示第二百八十七号

平成二十五年外務省告示第二百八十八号

平成二十五年外務省告示第二百八十九号

平成二十五年外務省告示第二百九十号

平成二十五年外務省告示第二百九十一号

平成二十五年外務省告示第二百九十二号

平成二十五年外務省告示第二百九十三号

平成二十五年外務省告示第二百九十四号

平成二十五年外務省告示第二百九十五号

平成二十五年外務省告示第二百九十六号

平成二十五年外務省告示第二百九十七号

平成二十五年外務省告示第二百九十八号

平成二十五年外務省告示第二百九十九号

平成二十六年外務省告示第三百号

平成二十六年外務省告示第三百一号

平成二十六年外務省告示第三百二号

平成二十六年外務省告示第三百三号

平成二十六年外務省告示第三百四号

平成二十六年外務省告示第三百五号

平成二十六年外務省告示第三百六号

平成二十六年外務省告示第三百七号

平成二十六年外務省告示第三百八号

平成二十六年外務省告示第三百九号

平成二十六年外務省告示第三百十号

平成二十六年外務省告示第三百十一号

平成二十六年外務省告示第三百十二号

平成二十六年外務省告示第三百十三号

平成二十六年外務省告示第三百十四号

平成二十六年外務省告示第三百十五号

平成二十六年外務省告示第三百十六号

平成二十六年外務省告示第三百十七号

平成二十六年外務省告示第三百十八号

平成二十六年外務省告示第三百十九号

平成二十六年外務省告示第三百二十号

平成二十六年外務省告示第三百二十一号

平成二十六年外務省告示第三百二十二号

平成二十六年外務省告示第三百二十三号

平成二十六年外務省告示第三百二十四号

平成二十六年外務省告示第三百二十五号

平成二十六年外務省告示第三百二十六号

平成二十六年外務省告示第三百二十七号

平成二十六年外務省告示第三百二十八号

平成二十六年外務省告示第三百二十九号

平成二十六年外務省告示第三百三十号

平成二十六年外務省告示第三百三十一号

平成二十六年外務省告示第三百三十二号

平成二十六年外務省告示第三百三十三号

平成二十六年外務省告示第三百三十四号

平成二十六年外務省告示第三百三十五号

平成二十六年外務省告示第三百三十六号

平成二十六年外務省告示第三百三十七号

平成二十六年外務省告示第三百三十八号

平成二十六年外務省告示第三百三十九号

平成二十六年外務省告示第三百四十号

平成二十六年外務省告示第三百四十一号

平成二十六年外務省告示第三百四十二号

平成二十六年外務省告示第三百四十三号

平成二十六年外務省告示第三百四十四号

平成二十六年外務省告示第三百四十五号

平成二十六年外務省告示第三百四十六号

平成二十六年外務省告示第三百四十七号

平成二十六年外務省告示第三百四十八号

平成二十六年外務省告示第三百四十九号

平成二十六年外務省告示第三百五十号

平成二十六年外務省告示第三百五十一号

平成二十六年外務省告示第三百五十二号

平成二十六年外務省告示第三百五十三号

平成二十六年外務省告示第三百五十四号

平成二十六年外務省告示第三百五十五号

平成二十六年外務省告示第三百五十六号

平成二十六年外務省告示第三百五十七号

平成二十六年外務省告示第三百五十八号

平成二十六年外務省告示第三百五十九号

平成二十六年外務省告示第三百六十号

平成二十六年外務省告示第三百六十一号

平成二十六年外務省告示第三百六十二号

平成二十六年外務省告示第三百六十三号

平成二十六年外務省告示第三百六十四号

平成二十六年外務省告示第三百六十五号

平成二十六年外務省告示第三百六十六号

平成二十六年外務省告示第三百六十七号

平成二十六年外務省告示第三百六十八号

平成二十六年外務省告示第三百六十九号

平成二十六年外務省告示第三百七十号

平成二十六年外務省告示第三百七十一号

平成二十六年外務省告示第三百七十二号

平成二十六年外務省告示第三百七十三号

平成二十六年外務省告示第三百七十四号

平成二十六年外務省告示第三百七十五号

平成二十六年外務省告示第三百七十六号

平成二十六年外務省告示第三百七十七号

平成二十六年外務省告示第三百七十八号

平成二十六年外務省告示第三百七十九号

平成二十六年外務省告示第三百八十号

平成二十六年外務省告示第三百八十一号

平成二十六年外務省告示第三百八十二号

平成二十六年外務省告示第三百八十三号

平成二十六年外務省告示第三百八十四号

平成二十六年外務省告示第三百八十五号

平成二十六年外務省告示第三百八十六号

平成二十六年外務省告示第三百八十七号

平成二十六年外務省告示第三百八十八号

平成二十六年外務省告示第三百八十九号

平成二十六年外務省告示第三百九十号

平成二十六年外務省告示第三百九十一号

平成二十六年外務省告示第三百九十二号

平成二十六年外務省告示第三百九十三号

平成二十六年外務省告示第三百九十四号

平成二十六年外務省告示第三百九十五号

平成二十六年外務省告示第三百九十六号

平成二十六年外務省告示第三百九十七号

平成二十六年外務省告示第三百九十八号

平成二十六年外務省告示第三百九十九号

平成二十六年外務省告示第四百号

平成二十六年外務省告示第四百一号

平成二十六年外務省告示第四百二号

平成二十六年外務省告示第四百三号

平成二十六年外務省告示第四百四号

平成二十六年外務省告示第四百五号

平成二十六年外務省告示第四百六号

平成二十六年外務省告示第四百七号

平成二十六年外務省告示第四百八号

平成二十六年外務省告示第四百九号

平成二十六年外務省告示第四百十号

平成二十六年外務省告示第四百十一号

平成二十六年外務省告示第四百十二号

平成二十六年外務省告示第四百十三号

平成二十六年外務省告示第四百十四号

平成二十六年外務省告示第四百十五号

平成二十六年外務省告示第四百十六号

平成二十六年外務省告示第四百十七号

平成二十六年外務省告示第四百十八号

平成二十六年外務省告示第四百十九号

平成二十六年外務省告示第四百二十号

平成二十六年外務省告示第四百二十一号

平成二十六年外務省告示第四百二十二号

平成二十六年外務省告示第四百二十三号

平成二十六年外務省告示第四百二十四号

平成二十六年外務省告示第四百二十五号

平成二十六年外務省告示第四百二十六号

平成二十六年外務省告示第四百二十七号

平成二十六年外務省告示第四百二十八号

平成二十六年外務省告示第四百二十九号

平成二十六年外務省告示第四百三十号

平成二十六年外務省告示第四百三十一号

平成二十六年外務省告示第四百三十二号

平成二十六年外務省告示第四百三十三号

平成二十六年外務省告示第四百三十四号

平成二十六年外務省告示第四百三十五号

平成二十六年外務省告示第四百三十六号

平成二十六年外務省告示第四百三十七号

平成二十六年外務省告示第四百三十八号

平成二十六年外務省告示第四百三十九号

平成二十六年外務省告示第四百四十号

平成二十六年外務省告示第四百四十一号

平成二十六年外務省告示第四百四十二号

平成二十六年外務省告示第四百四十三号

平成二十六年外務省告示第四百四十四号

平成二十六年外務省告示第四百四十五号

平成二十六年外務省告示第四百四十六号

平成二十六年外務省告示第四百四十七号

平成二十六年外務省告示第四百四十八号

平成二十六年外務省告示第四百四十九号

平成二十六年外務省告示第四百五十号

平成二十六年外務省告示第四百五十一号

平成二十六年外務省告示第四百五十二号

平成二十六年外務省告示第四百五十三号

平成二十六年外務省告示第四百五十四号

平成二十六年外務省告示第四百五十五号

平成二十六年外務省告示第四百五十六号

平成二十六年外務省告示第四百五十七号

平成二十六年外務省告示第四百五十八号

平成二十六年外務省告示第四百五十九号

平成二十六年外務省告示第四百六十号

平成二十六年外務省告示第四百六十一号

平成二十六年外務省告示第四百六十二号

平成二十六年外務省告示第四百六十三号

平成二十六年外務省告示第四百六十四号

平成二十六年外務省告示第四百六十五号

平成二十六年外務省告示第四百六十六号

平成二十六年外務省告示第四百六十七号

平成二十六年外務省告示第四百六十八号

平成二十六年外務省告示第四百六十九号

平成二十六年外務省告示第四百七十号

平成二十六年外務省告示第四百七十一号

平成二十六年外務省告示第四百七十二号

平成二十六年外務省告示第四百七十三号

平成二十六年外務省告示第四百七十四号

平成二十六年外務省告示第四百七十五号

平成二十六年外務省告示第四百七十六号

平成二十六年外務省告示第四百七十七号

平成二十六年外務省告示第四百七十八号

平成二十六年外務省告示第四百七十九号

平成二十六年外務省告示第四百八十号

平成二十六年外務省告示第四百八十一号

平成二十六年外務省告示第四百八十二号

平成二十六年外務省告示第四百八十三号

平成二十六年外務省告示第四百八十四号

平成二十六年外務省告示第四百八十五号

平成二十六年外務省告示第四百八十六号

平成二十六年外務省告示第四百八十七号

平成二十六年外務省告示第四百八十八号

平成二十六年外務省告示第四百八十九号

平成二十六年外務省告示第四百九十号

平成二十六年外務省告示第四百九十一号

平成二十六年外務省告示第四百九十二号

平成二十六年外務省告示第四百九十三号

平成二十六年外務省告示第四百九十四号

平成二十六年外務省告示第四百九十五号

平成二十六年外務省告示第四百九十六号

平成二十六年外務省告示第四百九十七号

平成二十六年外務省告示第四百九十八号

平成二十六年外務省告示第四百九十九号

平成二十六年外務省告示第五百号

平成二十六年外務省告示第五百一号

平成二十六年外務省告示第五百二号

平成二十六年外務省告示第五百三号

平成二十六年外務省告示第五百四号

平成二十六年外務省告示第五百五号

平成二十六年外務省告示第五百六号

平成二十六年外務省告示第五百七号

平成二十六年外務省告示第五百八号

平成二十六年外務省告示第五百九号

平成二十六年外務省告示第五百十号

平成二十六年外務省告示第五百十一号

平成二十六年外務省告示第五百十二号

平成二十六年外務省告示第五百十三号

平成二十六年外務省告示第五百十四号

平成二十六年外務省告示第五百十五号

平成二十六年外務省告示第五百十六号

平成二十六年外務省告示第五百十七号

平成二十六年外務省告示第五百十八号

平成二十六年外務省告示第五百十九号

平成二十六年外務省告示第五百二十号

平成二十六年外務省告示第五百二十一号

平成二十六年外務省告示第五百二十二号

平成二十六年外務省告示第五百二十三号

平成二十六年外務省告示第五百二十四号

平成二十六年外務省告示第五百二十五号

平成二十六年外務省告示第五百二十六号

平成二十六年外務省告示第五百二十七号

平成二十六年外務省告示第五百二十八号

平成二十六年外務省告示第五百二十九号

平成二十六年外務省告示第五百三十号

平成二十六年外務省告示第五百三十一号

平成二十六年外務省告示第五百三十二号

平成二十六年外務省告示第五百三十三号

平成二十六年外務省告示第五百三十四号

平成二十六年外務省告示第五百三十五号

平成二十六年外務省告示第五百三十六号

平成二十六年外務省告示第五百三十七号

平成二十六年外務省告示第五百三十八号

平成二十六年外務省告示第五百三十九号

平成二十六年外務省告示第五百四十号

平成二十六年外務省告示第五百四十一号

平成二十六年外務省告示第五百四十二号

平成二十六年外務省告示第五百四十三号

平成二十六年外務省告示第五百四十四号

平成二十六年外務省告示第五百四十五号

平成二十六年外務省告示第五百四十六号

平成二十六年外務省告示第五百四十七号

平成二十六年外務省告示第五百四十八号

平成二十六年外務省告示第五百四十九号

平成二十六年外務省告示第五百五十号

平成二十六年外務省告示第五百五十一号

平成二十六年外務省告示第五百五十二号

平成二十六年外務省告示第五百五十三号

平成二十六年外務省告示第五百五十四号

平成二十六年外務省告示第五百五十五号

平成二十六年外務省告示第五百五十六号

平成二十六年外務省告示第五百五十七号

平成二十六年外務省告示第五百五十八号

平成二十六年外務省告示第五百五十九号

平成二十六年外務省告示第五百六十号

平成二十六年外務省告示第五百六十一号

平成二十六年外務省告示第五百六十二号

平成二十六年外務省告示第五百六十三号

平成二十六年外務省告示第五百六十四号

平成二十六年外務省告示第五百六十五号

平成二十六年外務省告示第五百六十六号

平成二十六年外務省告示第五百六十七号

平成二十六年外務省告示第五百六十八号

平成二十六年外務省告示第五百六十九号

平成二十六年外務省告示第五百七十号

平成二十六年外務省告示第五百七十一号

平成二十六年外務省告示第五百七十二号

平成二十六年外務省告示第五百七十三号

平成二十六年外務省告示第五百七十四号

平成二十六年外務省告示第五百七十五号

平成二十六年外務省告示第五百七十六号

平成二十六年外務省告示第五百七十七号

平成二十六年外務省告示第五百七十八号

平成二十六年外務省告示第五百七十九号

平成二十六年外務省告示第五百八十号

平成二十六年外務省告示第五百八十一号

平成二十六年外務省告示第五百八十二号

平成二十六年外務省告示第五百八十三号

平成二十六年外務省告示第五百八十四号

平成二十六年外務省告示第五百八十五号

平成二十六年外務省告示第五百八十六号

平成二十六年外務省告示第五百八十七号

平成二十六年外務省告示第五百八十八号

平成二十六年外務省告示第五百八十九号

平成二十六年外務省告示第五百九十号

平成二十六年外務省告示第五百九十一号

平成二十六年外務省告示第五百九十二号

平成二十六年外務省告示第五百九十三号

平成二十六年外務省告示第五百九十四号

平成二十六年外務省告示第五百九十五号

平成二十六年外務省告示第五百九十六号

平成二十六年外務省告示第五百九十七号

平成二十六年外務省告示第五百九十八号

平成二十六年外務省告示第五百九十九号

平成二十六年外務省告示第六百号

平成二十六年外務省告示第六百一号

平成二十六年外務省告示第六百二号

平成二十六年外務省告示第六百三号

平成二十六年外務省告示第六百四号

平成二十六年外務省告示第六百五号

平成二十六年外務省告示第六百六号

平成二十六年外務省告示第六百七号

平成二十六年外務省告示第六百八号

平成二十六年外務省告示第六百九号

平成二十六年外務省告示第六百十号

平成二十六年外務省告示第六百十一号

平成二十六年外務省告示第六百十二号

平成二十六年外務省告示第六百十三号

平成二十六年外務省告示第六百十四号

平成二十六年外務省告示第六百十五号

平成二十六年外務省告示第六百十六号

平成二十六年外務省告示第六百十七号

平成二十六年外務省告示第六百十八号

平成二十六年外務省告示第六百十九号

平成二十六年外務省告示第六百二十号

平成二十六年外務省告示第六百二十一号

平成二十六年外務省告示第六百二十二号

平成二十六年外務省告示第六百二十三号

平成二十六年外務省告示第六百二十四号

平成二十六年外務省告示第六百二十五号

平成二十六年外務省告示第六百二十六号

平成二十六年外務省告示第六百二十七号

平成二十六年外務省告示第六百二十八号

平成二十六年外務省告示第六百二十九号

平成二十六年外務省告示第六百三十号

平成二十六年外務省告示第六百三十一号

平成二十六年外務省告示第六百三十二号

平成二十六年外務省告示第六百三十三号

平成二十六年外務省告示第六百三十四号

平成二十六年外務省告示第六百三十五号

平成二十六年外務省告示第六百三十六号

平成二十六年外務省告示第六百三十七号

平成二十六年外務省告示第六百三十八号

平成二十六年外務省告示第六百三十九号

平成二十六年外務省告示第六百四十号

平成二十六年外務省告示第六百四十一号

平成二十六年外務省告示第六百四十二号

平成二十六年外務省告示第六百四十三号

平成二十六年外務省告示第六百四十四号

平成二十六年外務省告示第六百四十五号

平成二十六年外務省告示第六百四十六号

平成二十六年外務省告示第六百四十七号

平成二十六年外務省告示第六百四十八号

平成二十六年外務省告示第六百四十九号

平成二十六年外務省告示第六百五十号

平成二十六年外務省告示第六百五十一号

平成二十六年外務省告示第六百五十二号

平成二十六年外務省告示第六百五十三号

平成二十六年外務省告示第六百五十四号

平成二十六年外務省告示第六百五十五号

平成二十六年外務省告示第六百五十六号

平成二十六年外務省告示第六百五十七号

平成二十六年外務省告示第六百五十八号

平成二十六年外務省告示第六百五十九号

平成二十六年外務省告示第六百六十号

平成二十六年外務省告示第六百六十一号

平成二十六年外務省告示第六百六十二号

平成二十六年外務省告示第六百六十三号

平成二十六年外務省告示第六百六十四号

平成二十六年外務省告示第六百六十五号

平成二十六年外務省告示第六百六十六号

平成二十六年外務省告示第六百六十七号

平成二十六年外務省告示第六百六十八号

平成二十六年外務省告示第六百六十九号

平成二十六年外務省告示第六百七十号

平成二十六年外務省告示第六百七十一号

平成二十六年外務省告示第六百七十二号

平成二十六年外務省告示第六百七十三号

平成二十六年外務省告示第六百七十四号

平成二十六年外務省告示第六百七十五号

平成二十六年外務省告示第六百七十六号

平成二十六年外務省告示第六百七十七号

平成二十六年外務省告示第六百七十八号

平成二十六年外務省告示第六百七十九号

平成二十六年外務省告示第六百八十号

平成二十六年外務省告示第六百八十一号

平成二十六年外務省告示第六百八十二号

平成二十六年外務省告示第六百八十三号

平成二十六年外務省告示第六百八十四号

平成二十六年外務省告示第六百八十五号

平成二十六年外務省告示第六百八十六号

平成二十六年外務省告示第六百八十七号

平成二十六年外務省告示第六百八十八号

平成二十六年外務省告示第六百八十九号

平成二十六年外務省告示第六百九十号

平成二十六年外務省告示第六百九十一号

平成二十六年外務省告示第六百九十二号

平成二十六年外務省告示第六百九十三号

平成二十六年外務省告示第六百九十四号

平成二十六年外務省告示第六百九十五号

平成二十六年外務省告示第六百九十六号

平成二十六年外務省告示第六百九十七号

平成二十六年外務省告示第六百九十八号

平成二十六年外務省告示第六百九十九号

平成二十六年外務省告示第七百号

平成二十六年外務省告示第七百一号

平成二十六年外務省告示第七百二号

平成二十六年外務省告示第七百三号

平成二十六年外務省告示第七百四号

平成二十六年外務省告示第七百五号

平成二十六年外務省告示第七百六号

平成二十六年外務省告示第七百七号

平成二十六年外務省告示第七百八号

平成二十六年外務省告示第七百九号

平成二十六年外務省告示第七百十号

平成二十六年外務省告示第七百十一号

平成二十六年外務省告示第七百十二号

平成二十六年外務省告示第七百十三号

平成二十六年外務省告示第七百十四号

平成二十六年外務省告示第七百十五号

平成二十六年外務省告示第七百十六号

平成二十六年外務省告示第七百十七号

平成二十六年外務省告示第七百十八号

平成二十六年外務省告示第七百十九号

平成二十六年外務省告示第七百二十号

平成二十六年外務省告示第七百二十一号

平成二十六年外務省告示第七百二十二号

平成二十六年外務省告示第七百二十三号

平成二十六年外務省告示第七百二十四号

平成二十六年外務省告示第七百二十五号

平成二十六年外務省告示第七百二十六号

平成二十六年外務省告示第七百二十七号

平成二十六年外務省告示第七百二十八号

平成二十六年外務省告示第七百二十九号

平成二十六年外務省告示第七百三十号

平成二十六年外務省告示第七百三十一号

平成二十六年外務省告示第七百三十二号

平成二十六年外務省告示第七百三十三号

平成二十六年外務省告示第七百三十四号

平成二十六年外務省告示第七百三十五号

平成二十六年外務省告示第七百三十六号

平成二十六年外務省告示第七百三十七号

平成二十六年外務省告示第七百三十八号

平成二十六年外務省告示第七百三十九号

平成二十六年外務省告示第七百四十号

平成二十六年外務省告示第七百四十一号

平成二十六年外務省告示第七百四十二号

平成二十六年外務省告示第七百四十三号

平成二十六年外務省告示第七百四十四号

平成二十六年外務省告示第七百四十五号

平成二十六年外務省告示第七百四十六号

平成二十六年外務省告示第七百四十七号

平成二十六年外務省告示第七百四十八号

平成二十六年外務省告示第七百四十九号

平成二十六年外務省告示第七百五十号

平成二十六年外務省告示第七百五十一号

平成二十六年外務省告示第七百五十二号

平成二十六年外務省告示第七百五十三号

平成二十六年外務省告示第七百五十四号

平成二十六年外務省告示第七百五十五号

平成二十六年外務省告示第七百五十六号

平成二十六年外務省告示第七百五十七号

平成二十六年外務省告示第七百五十八号

平成二十六年外務省告示第七百五十九号

平成二十六年外務省告示第七百六十号

平成二十六年外務省告示第七百六十一号

平成二十六年外務省告示第七百六十二号

平成二十六年外務省告示第七百六十三号

平成二十六年外務省告示第七百六十四号

平成二十六年外務省告示第七百六十五号

平成二十六年外務省告示第七百六十六号

平成二十六年外務省告示第七百六十七号

平成二十六年外務省告示第七百六十八号

平成二十六年外務省告示第七百六十九号

平成二十六年外務省告示第七百七十号

平成二十六年外務省告示第七百七十一号

平成二十六年外務省告示第七百七十二号

平成二十六年外務省告示第七百七十三号

平成二十六年外務省告示第七百七十四号

平成二十六年外務省告示第七百七十五号

平成二十六年外務省告示第七百七十六号

平成二十六年外務省告示第七百七十七号

平成二十六年外務省告示第七百七十八号

平成二十六年外務省告示第七百七十九号

平成二十六年外務省告示第七百八十号

平成二十六年外務省告示第七百八十一号

平成二十六年外務省告示第七百八十二号

平成二十六年外務省告示第七百八十三号

平成二十六年外務省告示第七百八十四号

平成二十六年外務省告示第七百八十五号

平成二十六年外務省告示第七百八十六号

平成二十六年外務省告示第七百八十七号

平成二十六年外務省告示第七百八十八号

平成二十六年外務省告示第七百八十九号

平成二十六年外務省告示第七百九十号

平成二十六年外務省告示第七百九十一号

平成二十六年外務省告示第七百九十二号

平成二十六年外務省告示第七百九十三号

平成二十六年外務省告示第七百九十四号

平成二十六年外務省告示第七百九十五号

平成二十六年外務省告示第七百九十六号

平成二十六年外務省告示第七百九十七号

平成二十六年外務省告示第七百九十八号

平成二十六年外務省告示第七百九十九号

平成二十六年外務省告示第八百号

平成二十六年外務省告示第八百一号

平成二十六年外務省告示第八百二号

平成二十六年外務省告示第八百三号

平成二十六年外務省告示第八百四号

平成二十六年外務省告示第八百五号

平成二十六年外務省告示第八百六号

平成二十六年外務省告示第八百七号

平成二十六年外務省告示第八百八号

平成二十六年外務省告示第八百九号

平成二十六年外務省告示第八百十号

平成二十六年外務省告示第八百十一号

平成二十六年外務省告示第八百十二号

平成二十六年外務省告示第八百十三号

平成二十六年外務省告示第八百十四号

平成二十六年外務省告示第八百十五号

平成二十六年外務省告示第八百十六号

平成二十六年外務省告示第八百十七号

平成二十六年外務省告示第八百十八号

平成二十六年外務省告示第八百十九号

平成二十六年外務省告示第八百二十号

平成二十六年外務省告示第八百二十一号

平成二十六年外務省告示第八百二十二号

平成二十六年外務省告示第八百二十三号

平成二十六年外務省告示第八百二十四号

平成二十六年外務省告示第八百二十五号

平成二十六年外務省告示第八百二十六号

平成二十六年外務省告示第八百二十七号

平成二十六年外務省告示第八百二十八号

平成二十六年外務省告示第八百二十九号

平成二十六年外務省告示第八百三十号

平成二十六年外務省告示第八百三十一号

平成二十六年外務省告示第八百三十二号

平成二十六年外務省告示第八百三十三号

平成二十六年外務省告示第八百三十四号

平成二十六年外務省告示第八百三十五号

平成二十六年外務省告示第八百三十六号

平成二十六年外務省告示第八百三十七号

平成二十六年外務省告示第八百三十八号

平成二十六年外務省告示第八百三十九号

平成二十六年外務省告示第八百四十号

平成二十六年外務省告示第八百四十一号

平成二十六年外務省告示第八百四十二号

平成二十六年外務省告示第八百四十三号

平成二十六年外務省告示第八百四十四号

平成二十六年外務省告示第八百四十五号

平成二十六年外務省告示第八百四十六号

平成二十六年外務省告示第八百四十七号

平成二十六年外務省告示第八百四十八号

平成二十六年外務省告示第八百四十九号

平成二十六年外務省告示第八百五十号

平成二十六年外務省告示第八百五十一号

平成二十六年外務省告示第八百五十二号

平成二十六年外務省告示第八百五十三号

平成二十六年外務省告示第八百五十四号

平成二十六年外務省告示第八百五十五号

平成二十六年外務省告示第八百五十六号

平成二十六年外務省告示第八百五十七号

平成二十六年外務省告示第八百五十八号

平成二十六年外務省告示第八百五十九号

平成二十六年外務省告示第八百六十号

平成二十六年外務省告示第八百六十一号

平成二十六年外務省告示第八百六十二号

平成二十六年外務省告示第八百六十三号

平成二十六年外務省告示第八百六十四号

平成二十六年外務省告示第八百六十五号

平成二十六年外務省告示第八百六十六号

平成二十六年外務省告示第八百六十七号

平成二十六年外務省告示第八百六十八号

平成二十六年外務省告示第八百六十九号

平成二十六年外務省告示第八百七十号

平成二十六年外務省告示第八百七十一号

平成二十六年外務省告示第八百七十二号

平成二十六年外務省告示第八百七十三号

平成二十六年外務省告示第八百七十四号

平成二十六年外務省告示第八百七十五号

平成二十六年外務省告示第八百七十六号

平成二十六年外務省告示第八百七十七号

平成二十六年外務省告示第八百七十八号

平成二十六年外務省告示第八百七十九号

平成二十六年外務省告示第八百八十号

平成二十六年外務省告示第八百八十一号

平成二十六年外務省告示第八百八十二号

平成二十六年外務省告示第八百八十三号

平成二十六年外務省告示第八百八十四号

平成二十六年外務省告示第八百八十五号

平成二十六年外務省告示第八百八十六号

平成二十六年外務省告示第八百八十七号

平成二十六年外務省告示第八百八十八号

平成二十六年外務省告示第八百八十九号

平成二十六年外務省告示第八百九十号

平成二十六年外務省告示第八百九十一号

平成二十六年外務省告示第八百九十二号

平成二十六年外務省告示第八百九十三号

平成二十六年外務省告示第八百九十四号

平成二十六年外務省告示第八百九十五号

平成二十六年外務省告示第八百九十六号

平成二十六年外務省告示第八百九十七号

平成二十六年外務省告示第八百九十八号

平成二十六年外務省告示第八百九十九号

平成二十六年外務省告示第九百号

平成二十六年外務省告示第九百一号

平成二十六年外務省告示第九百二号

平成二十六年外務省告示第九百三号

平成二十六年外務省告示第九百四号

平成二十六年外務省告示第九百五号

平成二十六年外務省告示第九百六号

平成二十六年外務省告示第九百七号

平成二十六年外務省告示第九百八号

平成二十六年外務省告示第九百九号

平成二十六年外務省告示第九百十号

平成二十六年外務省告示第九百十一号

平成二十六年外務省告示第九百十二号

平成二十六年外務省告示第九百十三号

平成二十六年外務省告示第九百十四号

平成二十六年外務省告示第九百十五号

平成二十六年外務省告示第九百十六号

平成二十六年外務省告示第九百十七号

平成二十六年外務省告示第九百十八号

平成二十六年外務省告示第九百十九号

平成二十六年外務省告示第九百二十号

平成二十六年外務省告示第九百二十一号

平成二十六年外務省告示第九百二十二号

平成二十六年外務省告示第九百二十三号

平成二十六年外務省告示第九百二十四号

平成二十六年外務省告示第九百二十五号

平成二十六年外務省告示第九百二十六号

平成二十六年外務省告示第九百二十七号

平成二十六年外務省告示第九百二十八号

平成二十六年外務省告示第九百二十九号

平成二十六年外務省告示第九百三十号

平成二十六年外務省告示第九百三十一号

平成二十六年外務省告示第九百三十二号

平成二十六年外務省告示第九百三十三号

平成二十六年外務省告示第九百三十四号

平成二十六年外務省告示第九百三十五号

平成二十六年外務省告示第九百三十六号

平成二十六年外務省告示第九百三十七号

平成二十六年外務省告示第九百三十八号

平成二十六年外務省告示第九百三十九号

平成二十六年外務省告示第九百四十号

平成二十六年外務省告示第九百四十一号

平成二十六年外務省告示第九百四十二号

平成二十六年外務省告示第九百四十三号

平成二十六年外務省告示第九百四十四号

平成二十六年外務省告示第九百四十五号

平成二十六年外務省告示第九百四十六号

平成二十六年外務省告示第九百四十七号

平成二十六年外務省告示第九百四十八号

平成二十六年外務省告示第九百四十九号

平成二十六年外務省告示第九百五十号

平成二十六年外務省告示第九百五十一号

平成二十六年外務省告示第九百五十二号

平成二十六年外務省告示第九百五十三号

平成二十六年外務省告示第九百五十四号

平成二十六年外務省告示第九百五十五号

平成二十六年外務省告示第九百五十六号

平成二十六年外務省告示第九百五十七号

平成二十六年外務省告示第九百五十八号

平成二十六年外務省告示第九百五十九号

平成二十六年外務省告示第九百六十号

平成二十六年外務省告示第九百六十一号

平成二十六年外務省告示第九百六十二号

平成二十六年外務省告示第九百六十三号

平成二十六年外務省告示第九百六十四号

平成二十六年外務省告示第九百六十五号

平成二十六年外務省告示第九百六十六号

平成二十六年外務省告示第九百六十七号

平成二十六年外務省告示第九百六十八号

平成二十六年外務省告示第九百六十九号

平成二十六年外務省告示第九百七十号

平成二十六年外務省告示第九百七十一号

平成二十六年外務省告示第九百七十二号

平成二十六年外務省告示第九百七十三号

平成二十六年外務省告示第九百七十四号

平成二十六年外務省告示第九百七十五号

平成二十六年外務省告示第九百七十六号

平成二十六年外務省告示第九百七十七号

平成二十六年外務省告示第九百七十八号

平成二十六年外務省告示第九百七十九号

平成二十六年外務省告示第九百八十号

平成二十六年外務省告示第九百八十一号

平成二十六年外務省告示第九百八十二号

平成二十六年外務省告示第九百八十三号

平成二十六年外務省告示第九百八十四号

平成二十六年外務省告示第九百八十五号

平成二十六年外務省告示第九百八十六号

平成二十六年外務省告示第九百八十七号

平成二十六年外務省告示第九百八十八号

平成二十六年外務省告示第九百八十九号

平成二十六年外務省告示第九百九十号

平成二十六年外務省告示第九百九十一号

平成二十六年外務省告示第九百九十二号

平成二十六年外務省告示第九百九十三号

平成二十六年外務省告示第九百九十四号

平成二十六年外務省告示第九百九十五号

平成二十六年外務省告示第九百九十六号

平成二十六年外務省告示第九百九十七号

平成二十六年外務省告示第九百九十八号

平成二十六年外務省告示第九百九十九号

改正後	改正前
（別表） １．～４２６．［略］ ４２７．削除	（別表） １．～４２６．［同左］ ４２７．オスマーン・ダルムシー（別名：アブー・ユーセフ） OTHMAN DERAMCHI (a.k.a.: Abou Youssef) 称号：不明 役職：不明 生年月日：１９５４年6月７日 出生地：Tighennif, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明 ＩＤ番号：不明 住所：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：２００４年3月１７日（２００４年１１月２６日、２００７年１２月２１日、２００８年１２月２日、２００９年6月３日、２０１０年1月２５日及び２０１１年5月１６日に改訂） その他の情報：Italian Fiscal Code(イタリア納税者番号)はDRMTMN54H07Z301T。２００８年8月２２日にイタリアからアルジェリアに強制送還。ジャマール・ルニーシー（４１４．に指定した個人）の義父。安全保障理事会決議１８２２（２００８年）に基づく見直しは２００９年9月２８日に終了した。

４２８．～７４８．　［略］ ７４９．アレクサンダ・アモーン・コテイ（別名：(a)アレクセ・コテイ(b)アレクサンダ・コテ） ALEXANDA AMON KOTEY(a.k.a.:(a)Alexe Kotey (b)Alexanda Kote) 称号：不明 役職：不明 生年月日：１９８３年１２月１３日 出生地：London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland 国籍：英国 旅券番号：英国旅券番号　094477324（２００５年３月５日発行） ＩＤ番号：不明 住所：不明 国連制裁委員会による指定日：２０１７年７月２０日 その他の情報：イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、シリア・アラブ共和国における外国人テロ戦闘員。身体的情報：目の色は濃い茶、髪の色は黒、肌の色は暗い。目立った特徴としては、あごひげがある。 民族的背景：ガーナ系キプロス人 ７５０．エルシャフィー・エル・シェイク（別名：(a)エル・シャフィー・エルシェイク（b)アルシャフィー・エルシェイク） ELSHAFEE EL SHEIKH(a.k.a.:（a)El Shafee Elsheikh (b)Alshafee El-Sheikh) 称号：不明 役職：不明 生年月日：１９８８年７月１６日 出生地：London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland 国籍：英国 旅券番号：英国旅券番号　801121547（２０１９年６月１６日失効予定で英国旅券局より２００９年６月１６日発行、２０１４年１２月に失効措置） ＩＤ番号：不明 住所：不明 国連制裁委員会による指定日：２０１７年７月２０日 その他の情報：イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、シリア・アラブ共和国における外国人テロ戦闘員。身体的情報：目の色は濃い茶、髪の色は黒：肌の色は暗い。目立った特徴としては、あごひげがある。 母親の名前はMaha Elgizouli。 ７５１．ムハンマド・バフルン・ナイム・アギ・タントモ（別名：(a)バフルン・ナイム（b)アギ・タントモ（c)アブ・ラヤ	４２８．～７４８．　［同左］

ン (d)アブ・ラヤン (e)アブ・アイシャ)
Muhammad Bahrum Naim Anggih Tamtomo(a.k.a.: (a)Bahrun Naim (b)Anggih Tamtomo (c)Abu Rayyan (d)Abu Rayan (e)Abu Aisyah)
称号：不明
役職：不明
生年月日：１９８３年9月６日
出生地：(a)Surakarta, Indonesia (b)Pekalongan, Indonesia
国籍：インドネシア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：(a)Aleppo, Syrian Arab Republic (b)Raqqa, Syrian Arab Republic
国連制裁委員会による指定日：２０１７年7月２０日
その他の情報：イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）の支援に関して様々な役割を負っている、シリアを拠点とするインドネシア人。

７５２．マリク・ルスラノヴィッチ・バルハノエフ（別名：(a)サイフディーン (b)サイフディーン・アル・イングーシ (c)サイフディーン・イングーシ
Malik Ruslanovich Barkhanoev(a.k.a.: (a)Saifuddin (b)Saifuddin al-Ingushi (c)Saifuddin Ingushi)
称号：不明
役職：不明
生年月日：１９９２年3月１４日
出生地：Ordzhonikidzevskaya village, Sunzhenskiy district, Ingushetia, Russian Federation
国籍：ロシア連邦
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：Mosul, Iraq
国連制裁委員会による指定日：２０１７年7月２０日
その他の情報：２０１６年9月に、イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）に参加した。

７５３．ムラド・イラクリエヴィチ・マルゴシヴィリ（別名：(a)ズラブ・イラクリエヴィチ・マルゴシヴィリ (b)ムラド・アフメドヴィチ・マダイエフ (c)ロヴァ・マダイエフ (d)アブ・ムスリム・アル・シシャニ (e)ムスリム (f)ラヴァ (g)ジョン (h)ジョージ (i)アーサー (j)セドイ
Murad Iraklievich Margoshvili(a.k.a.: (a)Zurab Iraklievich Margoshvili (b)Murad Akhmedovich Madayev (c)Lova Madayev (d)Abu-Muslim Al-Shishani (e)Muslim (f)Lava (g)John (h)George (i)Arthur (j)Sedoy)

称号：不明
役職：不明
生年月日：１９７０年1月１５日
出生地：Grozny, Chechen Republic, Russian Federation
国籍：(a)ロシア連邦 (b)ジョージア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：２０１７年7月２０日
その他の情報：レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（６４４．に指定した団体）としてリストに掲載されているジャブハット・アル・ヌスラと関係を有する。

７５４．オマーン・ロフマン（別名：(a)オマーン・ラフマン (b)アブ・スライマン・アマン・アブドゥルラフマン・アル・アルカビリ (c)アマン・アブドゥル・ラフマン (d)アマン・アブドゥラフマン (e)アマン・アブドゥルラフマン (f)オマーン・アブドゥルロフマン (g)オマーン・アブドゥルラフマン (h)アマン・アブドゥルラフマン）
OMAN ROCHMAN(a.k.a.:(a)Oman Rahman (b)Abu Sulaiman Aman Abdurrahman Al-Arkhabiliy (c)Aman Abdul Rahman (d)Aman Abdurahman (e)Aman Abdurrachman (f)Oman Abdulrohman (g)Oman Abdurrahman (h)Aman Abdurrahman)
称号：Ustadz（ウスターズ）

役職：不明
生年月日：１９７２年1月５日
出生地： Sumedang, Indonesia
国籍：インドネシア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：Pasir Putih Prison, Nusa Kambangan Island, Indonesia
国連制裁委員会による指定日：２０１７年7月２０日
その他の情報：２０１０年１２月以降インドネシアにて拘禁されているにもかかわらず、イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）の，インドネシアにおけるその支持者の事実上の指導者。

７５５．ハニファ両替所（シリア・アラブ共和国、ALBU KAMAL支店）（別名：(a)ハニファ両替所 (b)ハニフェ両替所 (c)ハニファ両替所 (d)フナイファ・オフィス (e)ハニファ為替会社 (f)ハニファ両替所）
HANIFA MONEY EXCHANGE OFFICE (BRANCH LOCATED IN ALBU KAMAL, SYRIAN ARAB REPUBLIC) (A.k.a.:(a) Hanifah Currency Exchange (b)Hanifeh Exchange (c)Hanifa Exchange (d)Hunaifa Office (e)Hanifah Exchange Company (f)Hanifa Money Exchange Office)

旧称：不明
所在地：Albu Kamal (Al-Bukamal), Syrian Arab Republic
国連制裁委員会による指定日：２０１７年７月２０日
その他の情報：シリア・アラブ共和国の Albu Kamal (Al-Bukamal)における両替業者で、イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）の資金移動を支援している。もっぱら ISIL 関連取引にのみ利用されている。

７５６．セルセラト・アル・サハブ（別名：(a)シルシレト・アル・サハブ (b)セルセラト・アル・サハブ両替所 (c)シルシラト為替会社 (d)シルシラ為替会社 (e)アル・シルシラ・アル・ダハバ (f)シルシラト・アル・ダハブ）
SELSELAT AL-THAHAB(A.k.a.:(a)Silsilet al Thahab (b)Selselat al Thahab For Money Exchange (c)Silsilat Money Exchange Company (d)Silsilah Money Exchange Company (e)Al Silsilah al Dhahaba (f)Silsalat al Dhab)
旧称：不明
所在地：(a)Al-Kadhumi Complex, Al-Harthia, Baghdad, Iraq (b) Al-Abbas Street, Karbala, Iraq
国連制裁委員会による指定日：２０１７年７月２０日
その他の情報：イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）の資金移動を支援している両替業者（２０１６年４月時点）。ISIL 支配領域への１００件以上の資金転送を実施。

７５７．ジャイシュ・ハリド・イブン・アル・ワリード（別名：(a)ハリド・イブン・アル・ワリド・アーミー (b)リワ・シュハダ・アル・ヤールムク (c)ハラカト・アル・ムサンナ・アル・イスラミア）
Jaysh Khalid Ibn al Waleed (A.k.a.: (a)Khalid ibn al-Walid Army (b)Liwa Shuhada al-Yarmouk (c)Harakat al-Muthanna al-Islamia)
旧称：不明
所在地：不明
国連制裁委員会による指定日：２０１７年７月２０日
その他の情報：２０１５年５月、イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されている ISIL（いわゆる「イスラム国」）に参加。

７５８．ジュンド・アル・アクサー（別名：(a)ザ・ソルジャーズ・オブ・アクサー (b)ソルジャーズ・オブ・アクサー (c)サラヤト・アル・クッズ）
Jund Al Aqsa (A.k.a.:(a) The Soldiers of Aqsa (b)Soldiers of Aqsa (c)Sarayat Al Quds)
旧称：不明
所在地：(a)Idlib Governorate, Syrian Arab Republic (b)Hama Governorate, Syrian Arab Republic

国連制裁委員会による指定日：２０１７年7月２０日 その他の情報：レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（６４４．に指定した団体）と連携。	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国家公安委員会告示第四十二号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日　　国家公安委員会委員長　小此木　八郎

第１　アル・カーイダと関係を有する自然人

１　氏名　アレクサンダ・アモーン・コテイ（ALEXANDA AMON KOTEY）

別名　(a)アレクセ・コテイ（Alexe Kotey）　(b)アレクサンダ・コテ（Alexanda Kote）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1983年12月13日

出生地　London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

国籍　英国

旅券番号　英国旅券番号094477324（2005年３月５日発行）

住所　不明

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－276

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、シリア・アラブ共和国における外国人テロ戦闘員。身体的情報：目の色は濃い茶、髪の色は黒、肌の色は暗い。目立った特徴としては、あごひげがある。民族的背景：ガーナ系キプロス人。

２　氏名　エルシャフィー・エル・シェイク（ELSHAFEE EL SHEIKH）

別名　(a)エル・シャフィー・エルシェイク（El Shafee Elsheikh）　(b)アルシャフィー・エルシェイク（Alshafee El-Sheikh）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1988年７月16日

出生地　London, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

国籍　英国

旅券番号　英国旅券番号801121547（2019年６月16日失効予定で英国旅券局より2009年６月16日発行、2014年12月に失効措置）

住所　不明

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－277

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、シリア・アラブ共和国における外国人テロ戦闘員。身体的情報：目の色は濃い茶、髪の色は黒、肌の色は暗い。目立った特徴としては、あごひげがある。母親の名前はMaha Elgizouli。

3　氏名　ムハンマド・バフルン・ナイム・アギ・タントモ（Muhammad Bahrum Naim Anggih Tamtomo）

別名　(a)バフルン・ナイム（Bahrun Naim）　(b)アギ・タントモ（Anggih Tamtomo）　(c)アブ・ラヤン（Abu Rayyan）　(d)アブ・ラヤン（Abu Rayan）　(e)アブ・アイシャ（Abu Aisyah）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1983年９月６日

出生地　(a)Surakarta, Indonesia　(b)Pekalongan, Indonesia

国籍　インドネシア

旅券番号　不明

住所　(a)Aleppo, Syrian Arab Republic　(b)Raqqa, Syrian Arab Republic

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－278

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の支援に関して様々な役割を負っている、シリアを拠点とするインドネシア人。

4　氏名　マリク・ルスラノヴィッチ・バルハノエフ（Malik Ruslanovich Barkhanoev）

別名　(a)サイフディーン（Saifuddin）　(b)サイフディーン・アル・イングーシ（Saifuddin al-Ingushi）　(c)サイフディーン・イングーシ（Saifuddin Ingushi）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1992年３月14日

出生地　Ordzhonikidzevskaya village, Sunzhenskiy district, Ingushetia, Russian Federation

国籍　ロシア連邦

旅券番号　不明

住所　Mosul, Iraq

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－279

その他参考となるべき事項　2016年９月に、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）に参加した。

5　氏名　ムラド・イラクリエヴィチ・マルゴシヴィリ（Murad Iraklievich Margoshvili）

別名　(a)ズラブ・イラクリエヴィチ・マルゴシヴィリ（Zurab Iraklievich Margoshvili）(b)ムラド・アフメドヴィチ・マダイエフ（Murad Akhmedovich Madayev）　(c)ロヴァ・マダイエフ（Lova Madayev）　(d)アブ・ムスリム・アル・シシャニ（Abu-Muslim Al-Shishani）　(e)ムスリム（Muslim）　(f)ラヴァ（Lava）　(g)ジョン（John）　(h)ジョージ（George）　(i)アーサー（Arthur）　(j)セドイ（Sedoy）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1970年１月15日

出生地　Grozny, Chechen Republic, Russian Federation

国籍　(a)ロシア連邦　(b)ジョージア

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－280

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）としてリストに掲載されているジャブハット・アル・ヌスラと関係を有する。

6　氏名　オマーン・ロフマン（OMAN ROCHMAN）

別名　(a)オマーン・ラフマン（Oman Rahman）　(b)アブ・スライマン・アマン・アブドゥルラフマン・アル・アルカビリ（Abu Sulaiman Aman Abdurrahman Al-Arkhabiliy）　(c)アマン・アブドゥル・ラフマン（Aman Abdul Rahman）　(d)アマン・アブドゥラフマン（Aman Abdurahman）　(e)アマン・アブドゥルラフマン（Aman Abdurrachman）　(f)オマーン・アブドゥルロフマン（Oman Abdulrohman）　(g)オマーン・アブドゥルラフマン（Oman Abdurrahman）　(h)アマン・アブドゥルラフマン（Aman Abdurrahman）

称号　Ustadz（ウスターズ）

役職　不明

生年月日　1972年１月５日

出生地　Sumedang, Indonesia

国籍　インドネシア

旅券番号　不明

住所　Pasir Putih Prison, Nusa Kambangan Island, Indonesia

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QI－281

その他参考となるべき事項　2010年12月以降インドネシアにて拘禁されているにもかかわらず、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、インドネシアにおけるその支持者の事実上の指導者。

第２　アル・カーイダと関係を有する法人その他の団体

１　名称　ハニファ両替所（シリア・アラブ共和国、ALBU KAMAL支店）（HANIFA MONEY EXCHANGE OFFICE(BRANCH LOCATED IN ALBU KAMAL, SYRIAN ARAB REPUBLIC)）

別名　(a)ハニファ両替所（Hanifah Currency Exchange）　(b)ハニフェ両替所（Hanifeh Exchange）　(c)ハニファ両替所（Hanifa Exchange）　(d)フナイファ・オフィス（Hunaifa Office）　(e)ハニファ為替会社（Hanifah Exchange Company）　(f)ハニファ両替所（Hanifa Money Exchange Office）

旧名称　不明

所在地　Albu Kamal（Al-Bukamal）, Syrian Arab Republic

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QE－77

その他参考となるべき事項　シリア・アラブ共和国のAlbu Kamal（Al-Bukamal）における両替業者で、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の資金移動を支援している。もっぱらISIL関連取引にのみ利用されている。

２　名称　セルセラト・アル・サハブ（SELSELAT AL-THAHAB）

別名　(a)シルシレト・アル・サハブ（Silsilet al Thahab）　(b)セルセラト・アル・サハブ両替所（Selselat al Thahab For Money Exchange）　(c)シルシラト為替会社（Silsilat Money Exchange Company）　(d)シルシラ為替会社（Silsilah Money Exchange Company）　(e)アル・シルシラ・アル・ダハバ（Al Silsilah al Dhahaba）　(f)シルシラト・アル・ダハブ（Silsalat al Dhab）

旧名称　不明

所在地　(a)Al-Kadhumi Complex, Al-Harthia, Baghdad, Iraq　(b) Al-Abbas Street, Karba

la, Iraq

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QE－78

その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の資金移動を支援している両替業者（2016年４月時点）。ISIL支配領域への100件以上の資金転送を実施。

3　名称　ジャイシュ・ハリド・イブン・アル・ワリード（Jaysh Khalid Ibn al Waleed）

別名　(a)ハリド・イブン・アル・ワリド・アーミー（Khalid ibn al-Walid Army）　(b)リワ・シュハダ・アル・ヤールムク（Liwa Shuhada al-Yarmouk）　(c)ハラカト・アル・ムサンナ・アル・イスラミア（Harakat al-Muthanna al-Islamia）

旧名称　不明

所在地　不明

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QE－79

その他参考となるべき事項　2015年５月、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）に参加。

4　名称　ジュンド・アル・アクサー（Jund Al Aqsa）

別名　(a)ザ・ソルジャーズ・オブ・アクサー（The Soldiers of Aqsa）　(b)ソルジャーズ・オブ・アクサー（Soldiers of Aqsa）　(c)サラヤト・アル・クッズ（Sarayat Al Quds）

旧名称　不明

所在地　(a)Idlib Governorate, Syrian Arab Republic　(b)Hama Governorate, Syrian Arab Republic

名簿に記載された年月日　2017年７月20日

名簿記載者公告番号　QE－80

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE-61）と連携。

○国家公安委員会告示第四十三号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月四日　　国家公安委員会委員長　小此木　八郎

氏名　オスマーン・ダルムシー（OTHMAN DERAMCHI）

名簿に記載された年月日　2004年３月17日（2004年11月26日、2007年12月21日、2008年12月２日、2009年６月３日、2010年１月25日及び2011年５月16日に改訂）

名簿記載者公告番号　QI－85